



福島医発第3031号(地)

平成25年3月29日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の検査に係る検体の取扱い等について

標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部長より通知がありましたので、お知らせします。

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）につきましては、平成25年3月13日付福島医発2923号（地）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行等について」にて、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）を四類感染症に指定され、届出対象となりましたが、その診断には、当面国立感染症研究所等での病原体等の検査が必要となります。

今般、国立感染症研究所から別紙のとおり当該検査の実施に係る検体の取扱い等について、方法等が示されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただくとともに、貴会会員への周知方につき、よろしくお願い申し上げます。

また、貴会会員におかれましては、重症熱性血小板減少症候群の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から当該感染症が疑われる場合やその際の検体の取扱い等については、引き続き、最寄りの保健所に連絡等していただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

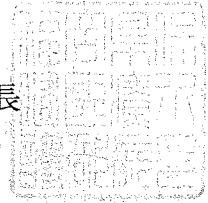
感染症対策担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

24保衛第3347号
平成25年3月11日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県病院協会長
社団法人福岡県私設病院協会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長
社団法人福岡県精神病院協会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)



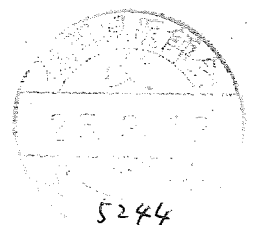
重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の検査に係る検体の取扱い等について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）は、平成25年2月22日付け健感発0222第2号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等の一部改正について」により平成25年3月4日から4類感染症として届出対象となったところですが、その診断には、当面、国立感染症研究所等での病原体等の検査が必要となります。今般、国立感染症研究所から別紙のとおり当該検査の実施に係る検体の取扱い等について、方法等が示されたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

また、医療機関において、重症熱性血小板減少症候群の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から当該感染症が疑われる場合やその際の検体の取扱い等については、引き続き、最寄りの保健所に連絡等していただきますよう併せて周知をお願いいたします。



5244

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の検査に係る検体の取扱い等について

重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。）の診断には、当面、国立感染症研究所等での病原体等の検査が必要となります。今般、国立感染症研究所から当該検査の実施に係る検体の取扱い等について、方法等が示されたのでお知らせするものです。

今後、病原体等の検査に係る検体の取扱い等については、以下を御参照の上、対応をお願いします。

1 検体の取扱いについて

(1) 検体の種類

血液、血清、咽頭スワブ、尿

（血液、血清が診断のためには最も重要です。可能であれば咽頭スワブおよび尿についても検体の確保をお願いします。）

(2) 検体量

検体量は 2 ml です。

(3) その他

検体量が少量しかない場合、又は、剖検例における病理検査については、最寄りの保健所までご相談ください。

2 検体の採取及び処理法

(1) 急性期患者の場合

○急性期患者から採取された血液、血清、尿、血液は、生化学的検査用のスピッツに採取し、血清分離等の処理することなく冷蔵保存してください。なお、末梢血液検査用のスピッツは使用しないでください。（EDTA、ヘパリン、クエン酸などの抗凝固剤は添加しないでください。）

※ 血清分離等の処理をしないのは、検査担当者等への感染リスクを低減させるためでもあります。

○尿は、冷蔵で保存してください。

○咽頭スワブは、ウイルス分離用輸送培地に入れて冷蔵で保存してください。

(2) 回復期患者の場合

○急性期（2の（1）を参照）及び回復期（発病日から3週間経過後）の血液又は血清の確保をお願いします。急性期および回復期における IgG 抗体の有意な上昇を確認しない限り診断はつきません（この診断法が最も確実です）。急性期の血液を既に提出済みの場合には、回復期の血液又は血清のみの確保で結構です。

○その他咽頭スワブ及び尿についても可能であれば検体の確保をお願いします。

○既に凍結している血清は、そのまま冷凍で保存してください。